

介護保険法の改正に伴う地域包括支援センターの体制整備等について

地域包括支援センターの負担軽減を図ることを目的に、令和6年4月から介護保険法等が改正され、以下の制度改正が行われました。この度、国からの制度改正の詳細が示されたため、狛江市の対応について報告いたします。

(1) 介護予防支援の指定対象の拡大

■概要

要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センター(以下「センター」という。)に加えて、居宅介護支援事業所も市からの指定を受けて実施できることとする。

■狛江市の対応

指定に係る要件等については、既に条例改正を行っており、センターの関与等の詳細については、今後、センターと協議のうえ決定し本協議会に報告を行う。

■地域包括支援センター運営協議会の役割

居宅介護支援事業者からの指定申請をもとに、本協議会にて意見を伺い、市が指定を行う。

(2) 総合相談支援事業の一部委託

■概要

センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することを可能とする。

■狛江市の対応

必要に応じて例規改正を行うとともに、要件、手続き及びセンターの関与等の詳細については、今後、センターと協議のうえ本協議会に報告を行う。

■地域包括支援センター運営協議会の役割

あらかじめセンターからの申出をもとに本協議会での意見聴取を経て、センターが市へ届出を行う。

(3) 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

■概要

センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)の配置は原則としつつ、複数拠点で合算して3職種を配置することを可能とする。

■狛江市の対応

必要に応じて例規改正を行う。

■地域包括支援センター運営協議会の役割

上記の柔軟な職員配置を行う場合には、効果的な包括的支援事業が実施できるよう情報共有・相互支援の具体的な手法等の検討を本協議会で行う。